

○秦佐八郎博士顕彰委員会設置条例

平成16年10月22日

益田市条例第153号

改正 平成21年3月13日条例第6号

平成24年12月26日条例第30号

平成25年12月25日条例第34号

(設置)

第1条 郷土の誇りである秦佐八郎博士の顕彰事業を推進するため、秦佐八郎博士顕彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 顕彰事業の取組みについて提言及び助言を行うこと。
- (2) その他顕彰事業の推進について必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 文化財保護審議会委員
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、編入前の秦佐八郎博士顕彰委員会設置条例（平成元年美都町条例第25号）の規定に基づき、秦佐八郎博士顕彰委員会の委員として委嘱されていた者は、第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により委嘱されたものとみなされる当該委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月13日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第30号）

この条例中第2条の規定は平成25年1月15日から、第3条（第3条中「第82条の2」を「第124条」に改める部分を除く。）及び第4条の規定は平成25年4月1日から、第1条及び第3条（第3条中「第82条の2」を「第124条」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第34号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。